

議会改革推進協議会

議会の機能を発揮するために!!

議会改革の必要性

議会の活性化は住民自治に根ざした地方分権を図るうえで、なお残された課題であり『権能』『運営』のあり方について改めて検討が求められている。

地方分権改革の中で、住民の自治意識の向上や首長による行政改革により議会の権能をいかに充実、進展させていくべきかその必要性に迫られている。

議会はこれまで以上に自主性、自立性を高めていかなければ機能不全に陥り、存在意義が問われるため、議会自ら改革に取り組むための協議会を設置した。

議会はこれまで以上に自主性、自立性を高めていかなければ機能不全に陥り、存在意義が問われるため、議会自ら改革に取り組むための協議会を設置した。

■座長談話

会派機能の充実と意思統一が重要

平成18年に地方自治法が改正され、二元代表制の一翼としての議会は、これまで以上に自主性、

自立性を高めていかなければ、その存在意義さえ問われることになる。

これまでの議会としてのチェック機能はもろろんのこと、政策、立案、自治体が抱えている様々な課題を行政と共に克服していくことが議会に与えられた大きな権限と役割となる。

仙北市議会は、合併後会派制、委員会制を導入して議会運営を行ってきた。

今回、議会改革のためには同一理念を共有する会派機能の充実と組織的な行動を求められることが最大のテーマとなる。

更に議員個々の資質の向上、市民との連携強化、説明責任が市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指さなければならぬ。以上のことを重点に議長に答申をする。

座長 佐藤直樹



仙北市議会の目指すもの

☆地方議会は、二元代表制の下、事務執行の監視機能と立法機能を発揮すること。

☆自らの創意と工夫によりまちづくりを推進すること。

☆議会の公正性、透明性を確保することにより開かれた議会、市民参加の議会を目指す活動を行うことです。

仙北市の豊かなまちづくりを実現するため、市民参加、市民の目線によるわかりやすい議会のルールを提案した。

◎議員相互間の自由討議

の推進。(議会、委員会)

で意思決定までの経過を明確にし、議員提案、修正権など権能発揮のため、質疑中心から議員相互間の自由等議中心とします。

◎全ての会議の原則公開(本会議、委員会は原則公開であるが、委員会協議会、全員協議会その他議会にかかる会議は法律で定めていないが、全ての会議を原則公開とします。)

◎市民との意見交換のための多様な機会の創設と議会報告会の推進。(主な事業等に対する議会独自の市民と意見交換を行う。

う。その結果を広く市民の意見を聞くための各地域に向き議会報告会を開催します。)

◎議員の質問や質疑に対する市長や市職員の反問権の付与。(今までは議員の市長、市職員へ一方的な質問中心であったが、市長や市職員に議員の質問に対して問いかけできる機会を付与します。)

◎政策形成過程の市長の説明責任の明確化。
・ 政策の発生源
・ 提案に至までの経緯
・ 他の自治体の類似する政策との比較検討
・ 市民参加の実施の有無とその内容
・ 総合計画との整合性
・ 財源措置
・ 将来にわたるコスト計算など予算、決算における簡明な施策別、事業別の説明を求める。

◎政務調査費に関する書類の市民への閲覧。(年間12万円の政務調査費の使途について、更に透明化するため

◎政務調査費に関する書類の市民への閲覧。(年間12万円の政務調査費の使途について、更に透明化するため



今後具体的に議会運営委員会が協議され本会議で決定される。

閲覧請求があった場合、速やかに閲覧させるものとしませう。
◎議案に対する議員の賛否の公表。(議員が議案に対して賛成か反対かの対応を議会広報で公開します。)
◎仙北市議会基本条例の主旨の達成検証。(議会はこの条例の改正、見直しを常に検証します。)
以上、議会改革推進協議会は議会に報告した。